

- タイトル : ベトナムにおける仲裁手続きとベトナム国際仲裁センター(Vietnam International Arbitration Centre)の実務
- 掲載月 : 2014年12月
- 国・地域名 : ベトナム
- 情報提供者: 栗田 哲郎（ペーカー&マッケンジー法律事務所 弁護士）

1. はじめに

ベトナムにおいて建設業を行う日本企業は増加している。それに伴い、ベトナムにおける建設紛争の増加も避けられない。外国企業およびベトナムで活動する外資系企業がベトナム企業との紛争解決方法を選択するにあたっては、通常、まず、仲裁またはベトナムの裁判所のいずれとするかを検討することになる。

ベトナムの裁判所は、下記の理由などにより、必ずしも外国投資家にとって有利な手続きとは言えないため、仲裁を選択する外国投資家が多い。なお、日本の裁判所を含めて外国の裁判所での紛争解決も考えられるが、ベトナムでは、外国裁判所判決の執行が、一部の国の裁判所の判決を除いて現時点では認められていないため、ベトナム企業のベトナム国内での資産に対する執行の確実性を考慮した場合、外国裁判所の利用は避けるべきであると評価されている。

(a) 手続きの柔軟性

ベトナムの裁判はベトナム語で行われるのに対して、仲裁では、当事者が使用言語や場所などの手続きに関する事項を柔軟に決定できる。また、仲裁人を自ら選択できる点は、ベトナムの裁判官のビジネスに対する見識が乏しいこともあり、高度な専門知識が必要な案件においては特に重要である。仲裁であれば、専門性を有している仲裁人を当事者において選定できる可能性がある。

(b) 手続きの迅速性

一般的に仲裁の方が、ベトナム裁判所と比較して手続きが迅速といえる。実務上、ベトナムの裁判所では第一審の手続きのみでも12ヶ月程度またはそれ以上を要するとされており、第一審での判断に対して上訴された場合には、さらに時間を要することになる。

(c) 非公開

裁判は原則として公開されているのに対して、仲裁は非公開である。そのため、紛争の内容および関与する当事者についても機密とすることができる。もっとも、ベトナムにおいては、裁判の公開が徹底していないとも評価されている。

仲裁を選択する場合には、次に、ベトナム国内仲裁または外国仲裁のいずれかを検討することになる。

アジアにおける紛争解決方法では、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre、SIAC)などの外国仲裁機関の利用が多く見受けられる。もっとも、ベトナム企業との紛争においては、承認・執行の

観点で、ベトナム仲裁機関での仲裁を利用することのメリットもあることから、紛争解決方法の選択にあたってはベトナム国内仲裁機関の利用も十分に検討すべきである。

すなわち、外国仲裁判断をベトナムにおいて執行する場合にはベトナムの裁判所において、その承認・執行手続きが必要となるため、承認手続きが不要であるベトナム国内仲裁判断の方が執行が容易であるといえる(なお、後述の通り、ベトナム国内の仲裁機関を利用すれば、それだけで国内仲裁となるわけではないことに注意が必要である)。また、2011年1月1日より施行された商事仲裁法(「仲裁法」)により仲裁制度が格段に改善され、ベトナム国内の仲裁機関でも国際商事紛争の経験が豊富になっている。

以上のような状況にあるため、ベトナムにおいて建設業を行う日本企業は、ベトナムにおける仲裁手続きについて理解を深めておく必要があると言えよう。

2. ベトナムにおける仲裁機関

仲裁法に基づき7つの仲裁機関が設立、運営されている。その中でも、ベトナム国際仲裁センター(Vietnam International Arbitration Center (“VIAC”))が、最も活発に仲裁手続きの利用を促進しており、また認知もされている。

VIAC以外の仲裁機関には以下のとおりであるが、まだ外資系企業および外国企業の利用は少なく一般的にはなっていない。

- Vietnam Bank Financial and Commercial Center for Arbitration (“VIFIBAR”);
- Financial and Commercial Center for Arbitration (“FCCA”);
- Ho Chi Minh City Commercial Arbitration Center (“TRACENT”);
- Can Tho Commercial Arbitration Center (“CCAC”);
- Asian International Commercial Arbitration Center (“ACIAC”); and
- Pacific International Arbitration Center (“PIAC”)

仲裁法は、外国仲裁機関がベトナムにおいて支店や駐在員事務所を設置し活動を行うことも認めているが、これらの外国仲裁機関により出された仲裁判断は、ベトナム国内における執行においては外国仲裁判断として取り扱われる。現時点で、ベトナムに支店または駐在員事務所を有する外国仲裁機関は無い。

3. Vietnam International Arbitration Centre (VIAC)における仲裁手続き

3.1 沿革

1993年に、首相決定 Decision No. 24/TTg(1993年4月28日発行)に基づき、the Foreign Trade Arbitration Committee (1963年設立) および Marine Arbitration Committee(1964年設立)の合併により設立された独立した非政府かつ非営利法人である。

現在 VIAC のハノイ事務所はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry) のビル内にある。その他、ホーチミン、ダナンおよびカントーに支店を有する。

3.2 取扱い案件

(a) 取扱い案件数

VIAC における設立時からの取扱い案件の実績は以下のとおりである。設立当初の 1993 年には僅か 6 件であったが、近年大幅に増加しており 2013 年には 99 件であった。

また、2013 年の取扱い案件のうち、国内紛争が 45%、渉外紛争が 55%を占める¹。

3.3 VIAC 仲裁規則

VIAC 仲裁規則は、現在 2012 年 1 月 1 日から施行されたものが有効であり全 35 条からなる²。

3.4 VIAC 仲裁のモデル条項

VIAC が公表している VIAC 仲裁のモデル仲裁条項 (英語版) は以下のとおりである。

“Any dispute arising out of or in relation with this contract shall be resolved by arbitration at the Vietnam International Arbitration Centre (VIAC) in accordance with its Rules of Arbitration”.

or

“Any dispute arising out of or in relation with this contract shall be resolved by arbitration at the Vietnam International Arbitration Centre at the Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VIAC) in accordance with its Rules of Arbitration”.

Parties may wish to consider adding:

- (a) the number of arbitrators shall be [one or three].
- (b) the place of arbitration shall be [city and/or country].
- (c) the governing law of the contract [is/shall be] the substantive law of [].*
- (d) the language to be used in the arbitral proceedings shall be [].**

Note:

* 渉外要素を有する紛争の場合

** 渉外要素を有する紛争または当事者の少なくとも 1 名が外資系企業である紛争の場合

¹ VIAC 作成資料より

² Rules of Arbitration of the Vietnam International Arbitration Centre. VIAC のホームページからダウンロードできる。

3.5 仲裁人

(a) VIAC の仲裁人リスト

VIAC は仲裁人リストをウェブサイトで公表している³。リストには、現時点で、ベトナム人 116 名、外国人 16 人（うち日本人 3 名）が職業、業務範囲、言語の情報と共に掲載されている。

仲裁法では、ベトナム人以外についても仲裁人となることを認めた。これは、外資系企業や外国企業にとって、豊富な経験を有しかつ中立的な立場の仲裁人を選択できることになり、大きな改善点といえる。

仲裁リストに記載されている仲裁人の職種は、弁護士が約 3 割、国際取引専門家約 2 割、法律専門家が約 1.5 割、その他、建設、保険、海事等の専門家である⁴。

VIAC では、当事者自らが案件に適した人物を仲裁人を選択すべきという考えのもと仲裁人リスト以外からの仲裁人の選任も推奨しており、実際に、当事者が仲裁人リスト以外から仲裁人を選任するケースも多いという。

(b) 人数

仲裁人の選任は仲裁機関の規則に従い行われる。VIAC 規則では、当事者が仲裁人を単独とするとの合意をしない限り、3 名の仲裁人で仲裁廷を構成する。申立人および被申立人の各々が 1 名選任し、その当事者から選任された 2 名の仲裁人が仲裁廷の議長となるもう 1 名の仲裁人を選任する。被申立人が複数名の場合、被申立人全員で 1 名の仲裁人を選任しなければならない。

仲裁人は、仲裁法が定める次の要件を満たす必要がある。①民法における法的権利能力を有すること、並びに②学士および 5 年以上の実務経験が原則として必要である。高度の専門性および豊富な実務経験を有する場合には、②の条件を満たさない場合でも仲裁人となることができる（仲裁法第 20 条）。

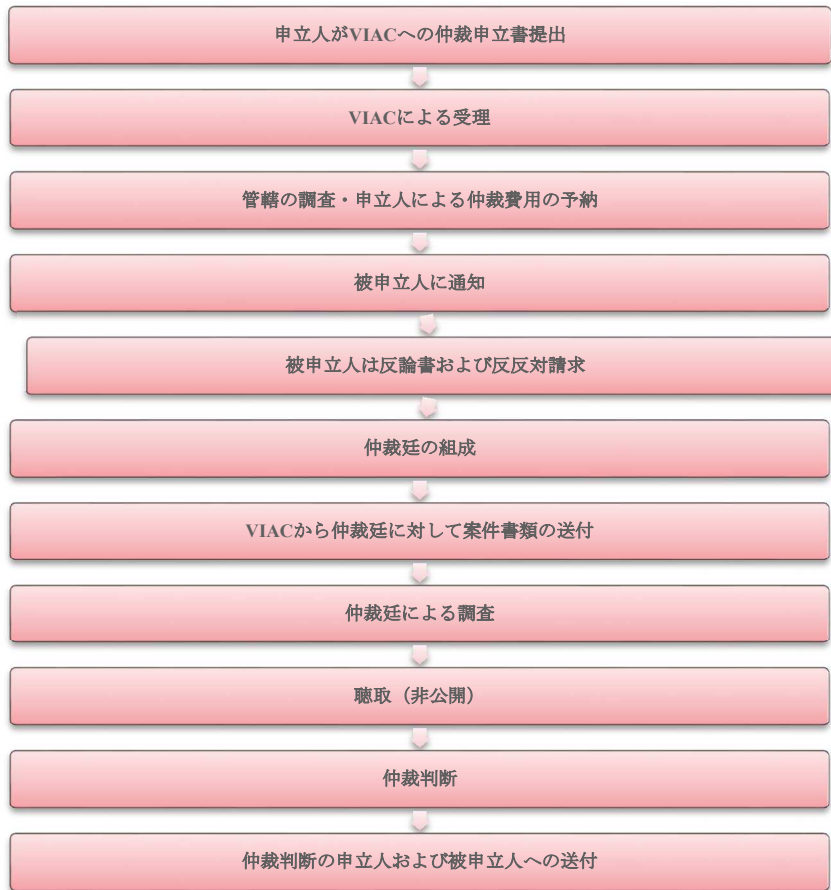
3.6 手続き

VIAC 規則に基づく仲裁手続きの流れは、下の図のとおりである。

なお、著者らのヒアリングによれば、商事仲裁法および VIAC 規則では、当事者が選択した仲裁規則を適用することも認めているが、実務上、VIAC 以外の機関の仲裁規則の適用は VIAC は受け付けていないとのことである。これは、ベトナムの仲裁人が IBA 証拠ガイドラインなどの国際仲裁規則に慣れていないことに加えて、仲裁判断を承認・執行する際に、ベトナム裁判所が VIAC 以外の国際的仲裁機関の規則の適用は仲裁法に反するとして執行を認めないおそれがあるためと考えられるが、理由は定かではない。

³ VIAC ウェブサイト List of Arbitrators: <http://www.viac.org.vn/en-US/Home/arbitration.aspx>

⁴ VIAC ウェブサイト Arbitrators: <http://www.viac.org.vn/en-US/Home/statistics-111/355/Arbitrators.aspx>



3.7 費用

2014年3月24日以降にVIACに申し立てられた案件において、仲裁人3名の場合の仲裁費用(仲裁人の報酬を含む。)は、紛争対象金額に応じて下表のとおりである⁵。なお、仲裁人1名の場合には、3名の場合の仲裁費用の70%となる。

Value in dispute	Arbitration Costs
Up to 100,000,000	15,000,000
From 100,000,001 to 1,000,000,000	15,000,000 + 7.0% of the amount over 100,000,000
From 1,000,000,001 to 5,000,000,000	78,000,000 + 4.0% of the amount over 1,000,000,000
From 5,000,000,001 to 10,000,000,000	238,000,000 + 2.5% of the amount over 5,000,000,000
From 10,000,000,001 to 50,000,000,000	363,000,000 + 1.5% of the amount over 10,000,000,000

⁵ Decision No. 137/VIAC dated 24 March 2014 of the President of the VIAC (SCHEDULE OF ARBITRATION COSTS OF THE VIETNAM INTERNATIONAL ARBITRATION CENTRE : <http://www.viac.org.vn/en-US/Home/fess.aspx>)

From 50,000,000,001 to 100,000,000,000	963,000,000 + 1.0% of the amount over 50,000,000,000
From 100,000,000,001 to 500,000,000,000	1,463,000,000 + 0.4% of the amount over 100,000,000,000
Over 500,000,000,000	3,063,000,000 + 0.1% of the amount over 500,000,000,000

例えば、紛争金額が10,000,000,000 ベトナムドン(約 48,000,000 円)であれば 363,000,000 ベトナムドン(約 1,700,000 円)、100,000,000,000 ベトナムドン(約 480,000,000 円)の場合、1,463,000,000 ベトナムドン(約 7,000,000 円)である。

以 上

※利用者が本資料のコンテンツ、または本資料からリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブルや損害について、情報提供者は一切責任を負いませんのでご了承ください。

本記事の無断の転載、掲示板への掲載等は禁止いたします。

<p>※ 本提供情報の著作権は国土交通省に帰属し、その他情報の取扱いについては、国土交通省ウェブサイトの「リンク・著作権・免責事項」(http://www.mlit.go.jp/link.html)に拠るものとする。</p>
--